

*** マタニティ応援金 ***

給付額	妊婦一人あたり 5万円	
対象者	申請日時点で辰野町に住民登録がある方で、以下の方が対象となります。 - 令和7年4月1日以降に妊娠をしている方で、令和6年度以前の旧制度（出産・子育て応援交付金事業）の給付を受けていない方。 - 令和7年4月1日以降に辰野町に転入された方で、転入前に他の市区町村で同様の給付（現金（電子マネーを含む）、クーポン、ギフトカード、カタログギフト等）を受けていない方。	
給付までの流れ	① 辰野町で妊娠の届出をし、面談等実施時に申請のご案内をします。 ② マタニティ応援金の申請（電子申請）をします。 ③ ご指定の口座にマタニティ応援金を振り込みます。 <u>*マタニティ応援金の申請は妊婦の名義で行ってください。</u>	
申請方法	- 申請は電子申請（オンライン申請）のみです。 <u>振込口座には、申請者（妊婦）と同一名義の口座情報を入力してください。</u> - 申請は下記URLまたは二次元コードからアクセスしてください。 https://logoform.jp/form/dZWq/970296 	
Q & A	Q	転入前の市区町村で妊娠届を提出し、辰野町に転入しますが、マタニティ応援金の対象になりますか？
	A	令和7年4月1日以降に妊婦であり、転入前の市区町村で受給されていない場合は、給付対象となります。面談等を受けた際に申請のご案内をします。
	Q	辰野町で妊娠届出をして、マタニティ応援金を受給した後に、他市区町村に転出しました。子育て応援金はもらえますか？
	A	転出先の市区町村で給付対象となります。申請方法は転出先の市区町村にお問合せください。
	Q	双子を妊娠しています。マタニティ応援金の給付額はいくらになりますか？
	A	妊婦1人(1回の妊娠)につき5万円の給付になります。双子を妊娠している場合も5万円の給付になります。
問合せ先	辰野町役場 子育て応援課 こども家庭センター 電話：0266-41-1111（代表）	